

年度別採用税率推移額(参考)

年度別採用税率調

科目	年度	平成3～5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11～14年度	平成15年度
個人均等割		市民税 2,000円 道民税 700円			市民税 2,500円 道民税 1,000円				
個人所得割		課税所得金額 160万円以下 3% 160万円超 8% 550 " 11% 道民税 550万円以下 2% 550万円超 4% (退職所得分離課税は法定税率による)		課税所得金額 200万円以下 3% 200万円超 8% 700万円 " 11% 道民税 700万円以下 2% 700万円超 4% (退職所得分離課税は法定税率による)		課税所得金額 市民税 200万円以下 3% 200万円超 8% 700 " 12% 道民税 700万円以下 2% 700万円超 3% (退職所得分離課税は法定税率による)	特別減税の実施 納税者本人 17,000円 扶養親族等1人につき 8,500円	課税所得金額 市民税 200万円以下 3% 200万円超 8% 700 " 10% 道民税 700万円以下 2% 700万円超 3% 定率による税額控除の実施 所得割の15% ただし4万円限度	
法人均等割		資本等の金額が50億円を超え従業員数が50人を超える法人 3,000,000円 資本等の金額が10億円を超え50億円以下で従業員数が50人を超える法人 1,750,000円 資本等の金額が10億円を超え従業員数が50人以下及び資本等の金額が1億円を超え、10億円以下で従業員数が50人を超える法人 400,000円 資本等の金額が1億円を超え10億円以下で従業員数が50人以下及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下で従業員数が50人を超える法人 150,000円 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下で従業員数が50人以下及び資本等の金額が1千万円以下で従業員数が50人を超える法人 120,000円 その他の法人等 40,000円	(1) 資本等の金額が50億円を超える法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 3,000,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 1,750,000円 (3) 資本等の金額が10億円を超える法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの 410,000円 (4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 400,000円 (5) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの 160,000円 (6) 資本等の金額が千万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 150,000円 (7) 資本等の金額が千万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの 130,000円 (8) 資本等の金額が千万円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 120,000円 (9) 前各号に掲げる法人以外の法人等 50,000円						
法人税割		100分の14.5							
固定資産税		100分の1.4							
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 50cc超90cc以下 1,200円 90cc超125cc以下 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪以上 営業用 5,500円 自家用のもの " 3,000円 " 4,000円 もっぱら雪上を走行するもの 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 2輪の小型自動車 4,000円							
市たばこ税		1,000本当り 1,997円 旧3級品 1,000本当り 948円				1,000本当り 2,434円 旧3級品 1,000本当り 1,155円		1,000本当り 2,668円 旧3級品 1,000本当り 1,266円 平成11年5月1日改正	1,000本当り 2,977円 旧3級品 1,000本当り 1,412円 平成15年7月1日改正
特別土地保有税		土地の保有 100分の1.4 土地の取得 100分の3							新たな課税の停止
入湯税		宿泊 150円 日帰 50円 修学旅行 50～30円 療養者 30円							
都市計画税		100分の0.3							

年度別採用税率調

科目	年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度～	平成22年度～	平成25年度	平成26年度
個人均等割		市民税 3,000円 道民税 1,000円							市民税 3,500円 道民税 1,500円 (東日本大震災の復興を踏まえて、緊急に帯広市・北海道が実施する防災のための施策に要する費用の財源とするため、平成26年度から令和5年度までの10年間に限り、市・道民税均等割にそれぞれ500円が加算されるもの。)
個人所得割				課税所得金額 市民税 一律 6% 道民税 一律 4% 定率による税額控除の廃止					
				所得割の7.5% ただし2万円限度					
法人均等割		(1) 資本金等の金額が50億円を超える法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 3,000,000円 (2) 資本金等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 3,000,000円 (1) 資本金等の金額が50億円を超えるもの (3) 資本金等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 410,000円 (4) 資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 400,000円 (5) 資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 160,000円 (6) 資本金等の金額が千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 150,000円 (7) 資本金等の金額が千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 130,000円 (8) 資本金等の金額が千万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 120,000円 (9) 前各号に掲げる法人以外の法人等 50,000円	(1)～(8)の資本金等の金額を資本金等の額に改正		(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの オ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数が50人以下のもの 50,000円 (2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの 120,000円 (3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるものうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの 130,000円 (4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるものうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの 150,000円 (5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるものうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの 160,000円 (6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を越え10億円以下であるものうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの 400,000円 (7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を越えるものうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの 410,000円 (8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるものうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの 1,750,000円 (9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるものうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの 3,000,000円				
法人税割									100分の11.9 (平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から)
固定資産税									
軽自動車税									
市たばこ税		1,000本当り 2,977円 旧3級品 1,000本当り 1,412円 平成15年7月1日改正		1,000本当り 3,298円 旧3級品 1,000本当り 1,564円 平成18年7月1日改正			1,000本当り 4,618円 旧3級品 1,000本当り 2,190円 平成22年10月1日改正	1,000本当り 5,262円 旧3級品 1,000本当り 2,495円 平成25年4月1日改正	
特別土地保有税									
入湯税									
都市計画税									

年度別採用税率調

科目	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
個人均等割					
個人所得割					
法人均等割			※「資本金等の額」は、地方税法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいい、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から、資本金等の額が資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合は「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」とする。		
法人税割					
固定資産税					
軽自動車税 (環境性能割)					
軽自動車税 (種別割)	車種	税率	車種	税率	
	原動機付自転車	50cc以下 1,000円 50cc超90cc以下 1,200円 90cc超125cc以下 1,600円 ミニカー 2,500円	原動機付自転車	50cc以下 2,000円 50cc超90cc以下 2,000円 90cc超125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円	
	軽自動車	2輪 2,400円 雪上車 2,400円	軽自動車(4輪・3輪以外)	2輪 3,600円 雪上車 3,600円	
	小型特殊自動車	農耕作業用 1,600円 その他 4,700円	小型特殊自動車	農耕作業用 2,000円 その他 5,900円	
	2輪の小型自動車	4,000円	2輪の小型自動車	6,000円	
	初度検査がH27.3.31まで		税率		
	車種	税率	車種	税率	
	軽自動車	3輪 3,100円 4輪 乗用 営業用 5,500円 乗用 自家用 7,200円 貨物 営業用 3,000円 貨物 自家用 4,000円	軽自動車	3輪 3,100円 4輪 乗用 営業 5,500円 乗用 自家 7,200円 貨物 営業 3,000円 貨物 自家 4,000円	
	初度検査がH27.4.1から		グリーン化特例(一定の環境性能を有する場合)		
	車種	税率	軽自動車の種類	税率	
	軽自動車	3輪 3,900円 4輪 乗用 営業用 6,900円 乗用 自家用 10,800円 貨物 営業用 3,800円 貨物 自家用 5,000円	軽自動車の種類	新税率の75%軽減 新税率の50%軽減 新税率の25%軽減	
			3輪	1,000円 2,000円 3,000円	
			4輪 乗用 営業 自家	1,800円 3,500円 5,200円 2,700円 5,400円 8,100円	
			4輪 貨物 営業 自家	1,000円 1,900円 2,900円 1,300円 2,500円 3,800円	
	市たばこ税		1,000本当り 5,262円 旧3級品1,000本当り 2,925円	1,000本当り 5,262円 旧3級品 1,000本当り 3,355円	1,000本当り 5,692円 平成30年10月1日改正 旧3級品1,000本当り 4,000円 平成30年4月1日改正
特別土地保有税					
入湯税					
都市計画税					

年度別採用税率調

科目	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																																																																						
個人均等割																																																																																										
個人所得割																																																																																										
法人均等割																																																																																										
法人税割	100分の8.2 (令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から)																																																																																									
固定資産税																																																																																										
軽自動車税 (環境性能割)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>乗用車</th> <th>自家用</th> <th>(軽減後)</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>R2燃費基準 +10%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>R2燃費基準</td> <td>1.0%</td> <td rowspan="2">1.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>H27燃費基準 +10%</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td></td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <th>貨物車</th> <th>自家用</th> <th></th> <th>営業用</th> </tr> <tr> <td>電気自動車等</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2"></td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>H27燃費基準 +20%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>H27燃費基準 +15%</td> <td>1.0%</td> <td rowspan="2">2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>H27燃費基準 +10%</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td></td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table>	乗用車	自家用	(軽減後)	営業用	電気自動車等	非課税	非課税	非課税	R2燃費基準 +10%	0.5%	R2燃費基準	1.0%	1.0%	1.0%	H27燃費基準 +10%	2.0%	2.0%	上記以外			2.0%	貨物車	自家用		営業用	電気自動車等	非課税		非課税	H27燃費基準 +20%	0.5%	H27燃費基準 +15%	1.0%	2.0%	1.0%	H27燃費基準 +10%	2.0%	2.0%	上記以外			2.0%			<table border="1"> <thead> <tr> <th>乗用車</th> <th>自家用</th> <th>(軽減後)</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>R12燃費基準 75%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>R2燃費基準 60%</td> <td>1.0%</td> <td rowspan="2">1.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>R12燃費基準 55%</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td></td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <th>貨物車</th> <th>自家用</th> <th></th> <th>営業用</th> </tr> <tr> <td>電気自動車等</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2"></td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>H27燃費基準 +25%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>H27燃費基準 +20%</td> <td>1.0%</td> <td rowspan="2">2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>H27燃費基準 +15%</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td></td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table>	乗用車	自家用	(軽減後)	営業用	電気自動車等	非課税	非課税	非課税	R12燃費基準 75%	0.5%	R2燃費基準 60%	1.0%	1.0%	1.0%	R12燃費基準 55%	2.0%	2.0%	上記以外			2.0%	貨物車	自家用		営業用	電気自動車等	非課税		非課税	H27燃費基準 +25%	0.5%	H27燃費基準 +20%	1.0%	2.0%	1.0%	H27燃費基準 +15%	2.0%	2.0%	上記以外			2.0%		
	乗用車	自家用	(軽減後)	営業用																																																																																						
電気自動車等	非課税	非課税	非課税																																																																																							
R2燃費基準 +10%			0.5%																																																																																							
R2燃費基準	1.0%	1.0%	1.0%																																																																																							
H27燃費基準 +10%	2.0%		2.0%																																																																																							
上記以外			2.0%																																																																																							
貨物車	自家用		営業用																																																																																							
電気自動車等	非課税		非課税																																																																																							
H27燃費基準 +20%			0.5%																																																																																							
H27燃費基準 +15%	1.0%	2.0%	1.0%																																																																																							
H27燃費基準 +10%	2.0%		2.0%																																																																																							
上記以外			2.0%																																																																																							
乗用車	自家用	(軽減後)	営業用																																																																																							
電気自動車等	非課税	非課税	非課税																																																																																							
R12燃費基準 75%			0.5%																																																																																							
R2燃費基準 60%	1.0%	1.0%	1.0%																																																																																							
R12燃費基準 55%	2.0%		2.0%																																																																																							
上記以外			2.0%																																																																																							
貨物車	自家用		営業用																																																																																							
電気自動車等	非課税		非課税																																																																																							
H27燃費基準 +25%			0.5%																																																																																							
H27燃費基準 +20%	1.0%	2.0%	1.0%																																																																																							
H27燃費基準 +15%	2.0%		2.0%																																																																																							
上記以外			2.0%																																																																																							
	※臨時的軽減による税率 令和3年3月末まで 免税点：取得価格500,000円以下 ※令和元年10月から導入			※臨時的軽減による税率 令和3年12月末まで																																																																																						
軽自動車税 (種別割)																																																																																										
市たばこ税	旧3級品1,000本当り 5,692円 令和元年10月1日改正 (特例税率廃止により、税率1本化)	1,000本当り 6,122円 令和2年10月1日改正	1,000本当り 6,552円 令和3年10月1日改正																																																																																							
特別土地保有税																																																																																										
入湯税																																																																																										
都市計画税																																																																																										